

夏季休暇の改正について

夏季休暇については、国家公務員において、現行の夏季休暇の使用可能期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により、当該期間内に休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員について、休暇の使用可能期間を6月から10月に拡大することとされ、令和5年12月1日付け総務省より、各地方公共団体においても規定改正などの所要の措置を講じるよう通達があり、本市においても令和6年1月17日の市労連交渉において夏季休暇の使用可能期間の見直しについて確認され、詳細は単組協議事項とされた。

これを踏まえ、夏季休暇の使用可能期間について見直すこととし、取扱詳細について協議を申し入れる。

1 制度内容

(1) 現行制度

職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家族生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合において、7月1日から9月30日までの間において、5日を超えない範囲内で必要と認める期間

(2) 改正後制度

職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家族生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合において、7月1日から9月30日までの間において、5日を超えない範囲内で必要と認める期間。ただし、業務の都合により当該期間内に休暇を使用することが困難な状況にある場合にあっては、管理監督者の承認を得て、6月1日から10月31日の期間に休暇を使用することができるものとする。

2 業務の都合により期間内に使用することが困難な状況であることの確認

所属長は、予め業務の都合により本来の取得期間（7月1日から9月30日）において夏季休暇を取得することが困難と判断した場合は、その旨を職員課長に申し立て、承認を得ることとする。

3 運用開始日（予定）

令和6年6月1日（日）